

『速旅・長良川体験チケット付きドライブプラン』 利用規約

<周遊エリア内乗り放題コース用>

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と特定非営利活動法人 ORGAN が発行する「長良川体験チケット」（2枚綴×2セット）（以下「チケット」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び特定非営利活動法人 ORGAN が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2018年7月3日（火）から2018年11月30日（金）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表1に定める高速定額利用期間（コース毎に別表1に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、チケットは本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日間に引換えすることができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 2018年8月10日（金）から2018年8月16日（木）まで
- 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）

2 利用可能期間の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランへのお申し込みは、あらかじめチケットの利用対象プログラムの提供者に体験プログラムの利用予約を行い、当該予約が確定した後に、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社インターネットホームページから本プランの利用可能期間の前日までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。

2 チケット料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

3 本プランのお申し込みが完了したとき、当社は、お申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。

5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申し込みが完了した時点で成立します。

6 申込確認書は印刷し、引換日に別表3及び申込確認書に定めるいずれかの引換受付施設へ持参いただくか、スマホ・タブレットの申込確認書画面をご提示ください。

7 第16条1項、2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。既に申込確認書を印刷した場合は、本申込確認書を破棄ください。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一であるお申し込みはできません。同一期間のお申し込みした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、お申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、お申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。

（チケットの引換及び利用方法）

第8条 申込者は、あらかじめチケットの利用対象プログラムの提供者に体験プログラムの利用予約を行ってください。チケット引換日に別表3及び申込確認書に定めるいずれかの引換受付施設にて印刷した申込確認書又はスマホ・タブレット画面に表示した申込確認書を提示するとともに、運転免許証等の身分証明書の提示を行ってください。本人の確認ができ次第、チケットと引換えすることができます。

2 身分証明書の提示を行わず本人の確認ができなかった場合は、申込確認書の提出があってもチケットと引換えすることはできません。

3 申込確認書を紛失した場合又は内容の変更を希望される場合は、その旨を別表3及び申込確認書に定める

引換受付施設の窓口にお申し出て、係員の案内に従ってください。

4 チケットは、別表4の体験プログラムに利用できる券（2枚綴×2セット）で、ご利用できる施設、商品及び必要なチケット枚数については別表4のとおりです。

5 チケットの返金、換金、譲渡はできません。

6 チケットの有効期限は無期限であり、チケットの返金はできません。

7 第6条第1項に定める各体験プログラム提供者への予約を行っておらず、満員等により申込者が希望するプログラムの利用が困難な場合であってもチケットの払い戻しはできません（第16条第1項に定める解約手続きを行った場合又は第16条第2項第一号に該当する場合を除く）。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、周遊エリア（別表2に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間に流入した走行の満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

(料金及び請求)

第12条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金とチケット料金を分けて請求いたします。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

(他の割引との適用関係)

第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 お申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

5 チケット料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

(高速定額利用の適用対象外及び無効)

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 お申し込み時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。

二 お申し込み時に登録した車種以外の車種でご利用になったとき。

三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき。

四 利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき。

五 周遊通行以外の通行を行ったとき。

六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。

二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。

3 本プランのお申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること。

二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

三 お申し込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

（チケット引換の拒否）

第15条 次の各号の一に該当するときはチケット引換えをお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき。

二 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき。

三 第6条第6項に定める引換受付施設以外での引換を求められたとき。

（解約等）

第16条 本プランのお申し込み者は、利用可能期間の最初の入口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用のお申し込み又はチケットのお申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

一 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。） 、かつ、第8条に定めるチケットの引換を受けなかった場合は、高速定額利用とチケットとも遡って解約がされたものとします。

二 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。） 、かつ、第8条に定めるチケットの引換をした場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとします。

3 周遊通行を行った場合は、チケット引換の有無にかかわらず、チケット料金の払戻しをいたしません（当社又はNPO法人ORGANの責による場合を除きます。） 。ただし、インターネット又は電話にてお申し出があった場合に限り、お客さまが指定する住所にNPO法人ORGANからチケットを配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。又、お申し出の有効期間は利用日から6か月間、配送されたチケットの有効期間は無期限とし、対象プログラムの利用期間等は長良川チケットのホームページ等にてご確認ください。

4 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金は行

いません。通行した区間の通行料金とチケット料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

(個人情報の保護)

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

2 当社は、第8条に定める方法によりチケットを引換するための手続に必要な範囲内で、NPO法人ORGAN及び第6条6項に定める引換受付施設に対し、本プランを申込されたお客さまの氏名、申込プラン名称、利用日、引換予定場所を提供いたします。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	チケット引換日（注1）	
						引換日	引換場所・ 時間
長良川体験 チケット (2日間)	なし	A	<u>8,920円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,800円 体験チケット分 4,120円	<u>7,920円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,800円 体験チケット分 4,120円	お客さま が指定す る2日間	左記のう ち 1日間	別表3の とおり
長良川体験 チケット (3日間)	なし	B	<u>11,520円</u> (内訳) 高速定額利用分 7,400円 体験チケット分 4,120円	<u>10,020円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,900円 体験チケット分 4,120円	お客さま が指定す る3日間	左記のう ち 1日間	別表3の とおり

注1 第16条第3項に記載の場合を除く

別表 2 : 高速定額利用 (周遊エリア)

番号	区間名
A	東海北陸自動車道 (一宮 JCT~白川郷 IC) 名神高速道路 (小牧 IC~岐阜羽島 IC) 東海環状自動車道 (関広見 IC~美濃加茂 IC)
B	名神高速道路 (小牧 IC~彦根 IC) 北陸自動車道 (米原 JCT~砺波 IC) 舞鶴若狭自動車道 (敦賀 JCT~敦賀南スマート IC) 東海環状自動車道 (富加関 IC~関広見 IC、大垣西 IC~養老 IC) 東海北陸自動車道 (一宮 JCT~小矢部砺波 JCT)

別表 3 : チケットの引換受付施設

引換受付施設名	施設場所 / 電話番号	営業時間等	備考
長良川デパート湊町店	岐阜市湊町 45 058-269-3858	10:00~18:00	月曜定休
濃州関所茶屋	関市南春日町 9-1 0575-23-9922	9:00~16:30	毎週火曜・祝日の翌日は休館 (いずれも休日を除く)
美濃市観光協会 (番屋)	美濃市加治屋町 1959-1 0575-35-3660	9:00~17:00	年末年始を除き無休
郡上八幡旧庁舎記念館	郡上市八幡町島谷 520-1 0575-67-1819	8:30~17:00	年末年始を除き無休
長良川 SA (下り線) ショッピングコーナー (しよっぴぐ花神輿) レジ	東海北陸自動車道 長良川 SA(下り線) 0575-23-4422	24 時間	無休
ひるがの高原 SA(上り線) ショッピングコーナーレジ	東海北陸自動車道 ひるがの高原 SA(上り線) 0575-73-0022	7:00~21:00	無休

別表4：チケットが利用可能な店舗及び商品

エリア	施設名	利用内容	営業時間・定休日	予約方法	チケット 必要 枚数	備考
岐阜市	ジャパン・ランタン・ インダストリー	ミニぎふ提灯絵付け体験	【営】10:00～15:00 【休】なし	電話 058-263-1860	2	
岐阜市	展望レストラン ボンシェル	B級グルメグランプリNo.1! 信長どて井+コーヒー	【営】10:00～16:00 【休】なし	電話 058-262-4928	1	
岐阜市	川原町泉屋	絶品! 川原町泉屋の鮎塩焼き×2尾	【営】11:30～14:00 17:00～19:30(※) ※5/11～10/15 限定営業 【休】水曜日 (※7・8月除く)	電話 058-263-6788	1	
岐阜市	緑水庵 川原町店	鮎菓子体験教室	①5/11～10/15 【営】11:00～19:00 【休】なし ②10/16～5/10 【営】11:00～16:00 【休】水曜日	電話 058-215-5476	1	必ず前日迄に ご予約ください
岐阜市	うかいミュージアム& CLOVER COFFEE 長 良店	うかいミュージアム観覧券&ドリ ンク&ケーキセット	【営】10:30～18:00 【休】火曜日 (※5/1～10/5を除 く)	電話 058-210-1555	1	
岐阜市	たい焼き福丸 &岐阜善光寺	福丸の薄皮たい焼き5尾 +ご朱印(おやつクラブ寄付金 &恩送りカート込)	【営】11:00～19:00 【休】木・金曜日	電話 058-263-8320	1	まず善光寺にお立ち寄り ください

エリア	施設名	利用内容	営業時間・定休日	予約方法	チケット 必要 枚数	備考
岐阜市	たまりや 山川醸造	5種の醤油味くらべ +おみやげ3品	【営】9:00～17:00 【休】日祝、 第2・第4土曜日	電話 058-231-0951	1	
岐阜市	岩戸弘法 弘峰寺	焙烙灸による身体健全祈禱(ご 朱印と写仏つき)	【営】9:00～16:00 【休】なし	電話 058-245-6621	1	
岐阜市	長良川デパート湊町店	①「キモノバイク」レンタル3時間 もしくは ②同30分+大地のおやつ2種	【営】9:00～18:00 【休】なし	電話 058-269-3858	1	
岐阜市	長良川デパート湊町店	「長良川サイダー」5本セット	【営】9:00～18:00 【休】なし	電話 058-269-3858	1	
関市	刃物屋三秀 関刃物ミュージアム	ミニはさみ組立て体験(おみや げつき)	【営】8:30～17:00 【休】1/1	電話 0575-28-5147	1	
関市	関善光寺(宗休寺)	卍お戒壇巡り(ご朱印&お守り つき)	【営】10:00～16:00 【休】なし	電話 0575-22-2159	1	
関市	濃州関所茶屋	極上ジビエ!猪鹿ちゃん定食 を召しあがれ	【営】9:00～16:30 【休】火曜日、祝翌日 (いずれも休日を除く)	電話 0575-23-9922	1	
関市	ふる里農園 美の関	季節の野菜収穫+動物ふれあ い体験	【営】9:00～17:30 【休】年末年始	電話 0575-25-1588	1	
関市	長良川SA(下り線) しよっぴんぐ花神輿	長良川のお土産3品詰め合 わせ	【営】24時間営業 【休】なし	電話 0575-23-4422	1	
関市	関SA(上り線) 飛驒路の和食 かごの屋	飛驒牛 釜飯定食(1人前)	【営】11:00～21:00 【休】なし	電話 0575-21-5101	1	

エリア	施設名	利用内容	営業時間・定休日	予約方法	チケット 必要 枚数	備考
美濃市	美濃和紙の里会館	紙漉き体験+入館券(おみやげつき)	【営】9:00～17:00 (最終入館 16:30) 【休】火曜日、祝翌日	電話 0575-34-8111	1	
美濃市	和紙の店 紙遊	ハンコでそえぶみ箋づくり体験 (おみやげつき)	【営】10:00～17:00 【休】火曜日(祝日除く)	電話 0575-31-2023	1	
美濃市	はっぱすたんど	オーガニック抹茶と 上生菓子セット	【営】8:00～17:00 【休】水・木曜日	電話 0575-46-8859	1	
美濃市	らんたんや	落水紙の提灯+ 手漉き和紙ポストカード(引換)	【営】10:00～17:00 【休】水曜日・年末年始	電話 0575-35-1409	1	
美濃市	せびあ会	着物着付けと町並み散歩体験	【営】9:00～16:30 【休】なし	電話 090-3934-3443	2	必ず前日迄に ご予約下さい
美濃市	美濃和紙雑貨 体験ショップ 石川紙業	和紙ころころ &和紙しおり作り体験	【営】10:00～16:00 【休】月～水曜日 (祝日除く)	電話 0575-33-0228	1	
郡上市	郡上八幡旧庁舎記念 館	郡上八幡 とっておき散策クーポン	【営】10:00～16:00 【休】年末年始	電話 0575-67-1819	1	
郡上市	お抹茶処 宗祇庵	宗祇庵パフェ +お抹茶 or 郡上ほうじ茶	【営】11:00～17:00 (16:30 ラストオーダー) 【休】水曜日	電話 0575-67-9201	1	
郡上市	さんぷる工房	スイーツタルト作り体験 (おみやげつき)	【営】9:00～17:00 【休】木曜日	電話 0575-67-1870	1	
郡上市	タカラギャラリー ワークルーム	手ぬぐいづくり体験 (1柄+落款風プリント1文字)	【営】10:00～17:00 【休】毎週水曜日 第4火曜日	電話 050-3682-1861	1	必ず前日迄に ご予約ください

エリア	施設名	利用内容	営業時間・定休日	予約方法	チケット 必要 枚数	備考
郡上市	アパート	郡上八幡サイクリング ツアー(1時間)	【営】10:00～17:00 【休】火曜日	電話 0575-67-9366	1	必ず前日迄に ご予約ください
郡上市	fuu+017(フータスジュウ ナナ)	岐阜県産木材とタイルのアクセ サリー作り体験	【営】10:00～18:00 【休】不定休	電話 090-5624-5719	1	必ず前日までに ご予約ください
郡上市	kibako	作家監修 切り絵体験	【営】10:00～17:00 【休】火曜日	電話 0575-67-9366	1	
郡上市	器用人	オリジナル コースター作り	【営】10:00～17:00 (最終受付 16:30) 【休】水曜日	電話 0575-67-9337	1	
郡上市	山の中のさんぷる屋	サンプル作り体験 (選べるオプションつき)	【営】9:00～17:00 【休】火曜日	電話 0575-82-2244	1	
郡上市	そば工房 源助さん	そば打ち体験+お団子	【営】10:00～16:00 【休】第4水曜日 年末年始	電話 0575-82-6981	2	必ず前日迄に ご予約下さい
郡上市	牧歌の里	入園パスポート (大人1名)(*)	【営】10:00～17:00(**) 【休】11/25まで無休	電話 0575-73-2888	1	(*)大人:大学生以上 (**)季節により異なります
郡上市	温泉牧華	入浴料+タオルセット (大人1名)(*)	【営】11:00～21:00(**) 【休】毎週火曜日 (GW、お盆、正月除く)	電話 0575-73-2888	1	(*)大人:中学生以上 (**)入浴受付 20時まで

※営業日、営業時間については、各店舗・施設のホームページ等にてご確認ください。予告なく変更となる場合がございます。

※お盆やシルバーウィーク、その他連休等の繁忙期にはチケットがご利用いただけない場合がございます。予め各施設にご確認ください。

※他の割引プラン等との併用はできません。